

認定NPO法人制度・ NPO法人会計基準 セミナーの開催

4月1日から改正特定非営利活動促進法が施行され、認定NPO法人の認定に関する窓口が、国税庁から三重県へ変わります。

また、NPO法人の作成する会計書類は「収支計算書」「収支予算書」から「活動計算書」「活動予算書」へ改正されるとともに、NPO法人等が策定した「NPO法人会計基準」が公表されました。

法改正施行前に、認定NPO法人制度及びNPO法人会計基準についてセミナーを開催しますので、奮ってご参加ください。

開催の概要

1 日時・場所

- 1回目 平成24年3月23日(金曜日) 午後6時～(3時間程度)
三重県四日市庁舎 本館6階 大会議室 (四日市市新正4-21-5)
- 2回目 平成24年3月26日(月曜日) 午後6時～(3時間程度)
松阪市市民活動センター 会議室 (松阪市日野町788)

2 講師 公認会計士・税理士 酒谷 宜幸さん

3 その他 1回目・2回目の内容は同じ内容となります。

下記内容により、事前に申込みをしてください。(FAXまたはE-MAIL)

申し込み書

(Fax送信: 059-222-5984)

会 場(○をしてください) : 3/23四日市 3/26松阪

所属名 :

氏 名 :

■問い合わせ・申込み先■

三重県生活・文化部男女共同参画・NPO室NPOグループ
(三重県津市羽所町700番地アスト津3階)

電話:059-222-5981 ファックス:059-222-5984 E-MAIL:seiknpo@pref.mie.jp

HPアドレス: <http://www.pref.mie.lg.jp/NPO/>

NPO法改正関連情報・・・ <http://www.pref.mie.lg.jp/NPO/kaisei.htm>